

人権ほつと六年十二月号

「学びのダイバーシティの尊重」

大阪教育大学 講師

「今枝 史雄」

皆さんはダイバーシティという言葉聞いたことがありますか？ダイバーシティとは「多様性」という意味で、社会において、人種・性別・能力など違う人々が共存していることを示しています。タイトルの「学びのダイバーシティの尊重」とは、子どもたち一人一人の多様な学びを尊重することです。今回は二つのトピックから考えます。

一つ目は外国籍の子どもたちに対する学びの保障です。2022年12月号の「人権ほつと」でも紹介したのですが、日本は、外国籍のある子どもたちが近年増えてきています。外国籍の子どもたちは日本語を読むことが難しい場合があります。日本人で読みに困難のある子どもたちはマルチメディアデイジー教科書といった「音声教材」を使うことが

できますが、外国籍の子どもたちは使うことができませんでした。しかし、2024年6月に法律が改正され、外国籍の子どもたちも申請すれば「音声教材」を使うことができるようになりました。今後の活用が期待されます。

二つ目は不登校の子どもたちの学びの保障です。不登校の子どもたちは近年増えてきており、文部科学省の調査によれば、2018年～2022年の5年間で倍増しています。こうした対応のため、2024年4月に大阪市に大阪市立心と中学校が開校しました。昼間部は始業時間を13時15分とし、昼過ぎから授業が始まります。授業でしんどくなつた時は保健室の他に、自由に休憩できるリラックスルームを活用できます。不登校の子どもたちに対して、「学ぶことの喜びを実感し、自らの可能性を広げられるような教育の創造」を目指しています。

こうした制度整備や取組に共通するのは子どもたち一

人一人の学び方は違い、学び方に合わせて教えるということの大切さです。今後、さまざまな場で子どもたちの学びの保障が進むことが望まれます。